

Title	金人 金狄 金仙
Sub Title	
Author	中島, 竝(Nakajima, Sho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.2 (1927. 5) ,p.31(183)- 57(209)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270500-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

金人 金狄 金仙

史記の始皇本紀二十六年に、收天下兵、聚之咸陽、銷以爲鍾鑄金人十二、重各千石、置廷宮中とあり、是歲始皇、韓魏趙齊燕楚の六大強國を併呑し、天下を統一したるに因り、又もや戦の起らぬ様と、盡く六國の兵器を引上げて、之を鑄潰して、十二の金人と鍾鑄とを作り、無前の大功を收めたれば、三皇五帝の爲し得ざりし所をも遂げ得たりとて、自から始皇帝と號し、二世三世より、子孫萬世に至るまで、天下を我が家の物とせんと謀りたるは、自から其徳を知らざるの甚しき者とは雖、兎角は所謂る一新紀元を劃する者として、不世出の大豪傑ならでは、爲し得べくもあらぬ事跡なり。されど其は皆人の知る所、今更事新しく云ふべき節も無けれど、唯其の作られし金人鍾鑄の末は、後日何如成行しか、將又其金人は、何を模型にして作りしかなど云ふ顛末を考ふれば、其間趣味の津々たる所あるを覺ゆる者なれど、世に未だ之を詳説したる人あるを聞かず、されば今其を少し説き試みん。

金人又銅人とも云ふ、後漢書董卓傳、蔚子訓傳、魏志董卓及び史記正義に引ける三輔舊事、關中記の文皆然り。當時

の武器は、今も往々各地に出土する者ある如く、斧鉞も戈戟も刀劍も矢鎌も一切の刃物皆銅製なれば、之を鑄潰せば、直に銅像に鑄直されし者なり。さて其重さは、史記に重各千石と云ひ、石は史記の集解、漢書の注、皆百二十斤と云へば、千石は十二萬斤にして、上林賦の張揖が注に千石八十二萬斤也と云ふに符合す、是金人一軀の重量なり。而るに三輔舊事には、聚天下兵器、鑄銅人十二、各重二十四萬斤、漢世在長樂宮門と見え、恰も十二萬斤の一倍、正に史記の重量の金人二軀に當れり、孰れか眞なるべき。而るに李善注文選に引きたる史記には、重各千斤に作る、若し然らば十二軀の總重量、僅に一萬二千斤なり。天下の兵器を集めて作れる金人の總量一萬二千斤に過ぎずとせば、縱令一半は鍾鎌を鑄たりとせんも、甚だ輕しと謂はざるを得ず、俱に誤なるべし。されど其は暫く問ふ所に非ず、今の急とする所は、唯其當時之を何處に据ゑたりしかを知るに在り。史記は之を置廷宮中とのみ云て、其地を明記せず、其正義に引ける三輔舊事にも、亦之を詳説せざれども、後漢書董卓傳の注に引ける三輔舊事には、かく云へり、秦王立二十六年、初定天下稱皇帝、大人見臨逃、身長五丈、迹長六尺、作銅人以厭之、立在阿房殿前、漢徙長樂宮中大夏殿前と、其所在頗る分明なり。但史記正義も始皇三十五年阿房宮を作る條下には、三輔舊事云、阿房宮東西三里、南北五百步、庭中可受萬人、又鑄銅人十二於宮前とあれば、金人十二は、阿房宮前に作り並べられたる者なる事疑ふ可らず。阿房宮は始皇三十五年に成りし者なれば、此金人も其實二十六年に成りしに非ずして、此十年が間に、六國の兵器を盡く引上げ来て、皆咸陽に送

り、漸次に鑄直されし者と知られたり。

かくて秦は滅びて漢代となり、高祖洛陽より關中に移り、咸陽を改て長安と名づけ、其第一に建てられしが長樂宮にて、漢書には、高帝紀五年に、後九月、徙諸侯子關中^{ノチ}治長樂宮とはあれど、長樂宮は是歲に成りしに非ず、史記高祖本紀七年に、長樂宮成、丞相已下徙治長安と云へる是なり。高祖こそは婁敬が策を用て、即日に發足して關中にも赴かれたれ。當時の咸陽は、所謂る楚人の一炬に燒き盡されて、其火三月も絶えざりきと云へば、千門萬戸一も殘らず、國家の政務を執るべき官衙の無きのみかは、風雨を避くべき人々の居室も無ければ、何はさて置き、先づ第一著手に宮殿よりして作らざれば、遷都も何も行はるべからず。かゝる際に建てられし長樂宮なれば、規模も狭くして、壯麗にはあらざりしかど、さすが大國の皇帝の宮殿なれば、一年半年には成るべくもあらで、三年が程經て成り、丞相以下實務に預れる者は、皆七年に長安に徙りし者なるべし。さて其大夏殿と云へるは、張衡か西京賦には大廈に作り、李善が注に、三輔三代故事曰、大廈殿始皇造、銅人十枚在殿前とある是にて、古の王者諸侯を會する明堂に象どれる者なり、金人は即ち其正門の前に移し居ゑられたる者とぞ覺ゆる。但銅人十枚とするは十二枚の誤脱なり。此後漢は未央宮を作り、規模も廣く、宮殿も壯麗なりし事、遙に長樂宮には勝りたれども、金人は終に未央宮には移されず、誠に三輔舊事に説く所の如くなるべし。何となれば、未央宮は南面して建られつれども、蕭何深き思慮ありて、北闕東闕を建て、南面の正門を設けず、蓋し厭勝

の爲め、禁忌の方を塞ぎしなり。而るに金人は確に南面正門外に立てられたる證據ありて、自然未央宮前に立てられざりし事明なり。班固張衡は、後漢初の人にて、此金人を實地に見しか、然らずとも、未だ鑄潰されぬ世の人なれば、其言證とすべし、其の班固が西都賦に、列鐘虞於中庭、立金人於端闈と云ひ、鐘虞は鍾鑄に同じ、是始皇の作りし金人鍾鑄なれど、漢の西都即ち長安を賦せる者なれば、此は咸陽阿房宮に在りし時の金人には非ずして、長安に移されし後の金人なる事明かなるに、班固傳の注に、端闈宮正門也、三輔黃圖云、秦宮殿、端門四達、以則紫宮と見ゆ。さらば端門は本秦の阿房宮の正門の稱にて、漢代にも其名を用ゐて、長樂宮の正門を端門と云ひしなるべし。(班固が端闈と云へるは、賦是有韻文なれば、押韻の爲め、闈の字を用ゐしなり、別意あるに非ず) 又張衡が西京賦には、正殿路寢、用朝群辟、大廈耽々、九戶門闢、嘉木樹庭、芳草如積、高門有閨、列坐金狄と云ひ、西都西京は同一にて、皆前漢の長安を指し、此兩人の賦せし所は、同一事なれば、其所謂る高門は、正殿路寢前の高門にて、端門なる事灼く、其正殿路寢は、自から長樂宮の大廈殿なるべき事又知り難からず。李善が此賦の注に、金狄金人也、史記曰、始皇收天下兵、銷以爲金人十二、各重千斤、致於宮中、又李周翰が注には、金狄金人也、謂列金人於門之左右と見ゆ、想ふに金人をば端門外の左右に立て並べ、鐘虞をば端門内の庭中に置きたるなるべし。端は正なり、端門の正門なるべき事論無けれど、端門は必南面にて薛綜が東京賦の注に、端門、南方正門と云ひ、又李善が魏都賦の注に、凡南方正門、皆謂之端と云ひ、東西

北三面の門を稱せず。此は前漢のみならず、後漢の洛陽の正門も端門と云ひ、又後世にも端門と云ひ、（端門の名は、今に至るまで現存し、北京の紫禁城の正門を端門と云ふ、是清朝の宮殿の正門なれど、清朝は明朝の舊制を其儘用ゐしにて、端門の名は久しき慣例なり、）或は其南方に在るが故に、南端とも稱す、張衡が東都賦に、啓○南○端○之○特○闈○、立○應○門○之○將○士○と云へるは、洛陽の南面正門にて、左思が魏都賦に、嚴○巖○北○闕○、南○端○攸○遵○と云へるは、魏の鄴都の南面正門、又何晏が景福殿賦に、開○南○端○之○豁○達○、張箇虞之輪廻○と云へるは、魏の許昌宮の南面正門なり。されば金人鍾鑄は、秦人之を阿房宮の端門前に置き初めてより後、漢代にも亦其例に因て、長樂宮の端門前に移し立てられし者なりとは推せらるゝなり。

前漢はかくて終り、世は後漢となりて、光武は都を洛陽に定められたれど、固より節儉の人なれば、費用多き金人など作らんともせず、長安のを移さんともせざりしから、昔ありし者の、今は無くて、宮門前は何とやらん物足らずげに、後々よりは思はれたりけん。靈帝玉堂殿を修理せしめるるゝに及びて、又銅人を作りて立てられたり。されど數も少く形も小かりけん、後漢書靈帝紀中平三年に、復修玉堂殿、鑄銅人四、黃鐘四、注に、時使掖庭令畢嵐鑄銅人、列蒼龍立武闕外、鐘懸於玉堂及雲臺殿前とあり。此に據れば銅人は四軀を作り、之を又蒼龍立武即ち東闕北闕の兩所に、二軀づつ分ち置かれたるにて、其二軀に各翁仲の名を附けたるなるべし、史記正義に引ける謝承が後漢書には、銅人翁仲其名也。とありて、一を翁、一を仲と付けたるなり。始皇の時こそは天下の兵器を盡く集めたれば、材料多くて、十二

軀をも作りたれ、必しも十二の數を作るべく定まれるにもあらねば、此時は二軀づつ配り當つる事となり、又小形にもなれる事推測に難からず。然るに未だ幾ならずして、天下大亂、董卓廢立を擅にし、少主を擁して、長安に移る、此輩本と天下の大盜なれば、國家の甲兵錢糧を盜むは言ふに及ばず、先代の陵墓を發きて、其珍寶を掠むるに至る、爭でが目前利の在る所を見逃すべき、好き物こそあんれどて、遂に此の金人鐘虞にも手を伸て、打碎き鑄潰し、やがて小錢に鑄直して、私腹を肥したり。後漢書董卓傳に、又壞五銖錢、更鑄小錢、悉取洛陽及長安銅人鍾虞飛廉銅馬之屬、以充鑄焉と云ひ、靈帝の新に作られし銅人も、是時同く鑄潰されしなり。唯長安のは、二軀を殘して、其餘を鑄潰したるにて、盡く鑄潰せるに非ず、想ふに二軀あれば事足るべしとての事ならん。史記始皇本紀の正義に、關中記を引て、
董卓壞銅人、餘一枚、徒清門裏とある是なり。

其後魏の明帝曹叡の太和六年に至り、河南の許昌宮に幸し、遂に景福承光殿を建て、長安の舊制を追て、端門外に金狄を設け、當時の文士何晏をして之を賦せしむ、其賦に云く、開南端之豁達、張筍虞之輪幽、華鐘杌其高懸、悍獸仡以儼陳、體洪剛之猛毅、聲訇磕礎其若震、爰有遐狄、鎔質輪菌、坐高門之側堂、彰聖主之威神と、筍虞華鐘は即ち鍾鎔なり、南端は即ち端門なれば、此遐狄は金狄即ち金人に當る。是咸陽の阿房、長安の長樂に模したる者なるに、特に遐狄と云へるは、一には聖主の威神を彰すの意に取り、遐方の夷狄と云はんとせし爲、一には所謂る金人は銅人にて銅質なりしに、此は鎔質にて銅

質ならず、鎌は白銀の美なる者、南鎌銀にて作りし故に、銅質塗金の金人に同からざりし故ならん。さる良金にて作れる者なれば、明文は無けれど數も必二軀なりしなるべく、昔の金人は甚だ大きなれば、屋も無き處に雨曝しに立てるを、此は小形少數なれば、堂を作りて其内に納めたりと灼く、坐高門之側堂と云へり。是皆前代の模倣ながら、世に連れていざゝか變化し來れるなり。明帝は猶此のみに満足せず、景初元年に、更に彼の長安なる董卓が鑄潰し残せる一體の金人をば、洛陽に移し來、其外漢の武帝の作れる承露盤をも運び持ち來らしめんとせられけるに、承露盤は銅柱折れ、金人は重くして容易く動かすべくもあらず、兎角して霸水の岸迄は運び來つれど、終に打棄てられたり。魏志明帝景初元年の注に、魏略を引て云く、是歲徙長安諸鐘虜駱駝銅人承露盤、盤折、銅人重不可致、留于霸域、大發銅、鑄作銅人二、號曰翁仲、列坐於司馬門外とは是なり。さらば金人を移す事は思ひ留れる代りに、別に銅を以て新に二金人を作りて、司馬門外に立てられしなり。又かく翁仲と云ひしは、靈帝の時よりの例にて、靈帝以後銅人は二軀と定まりて、董卓も二軀を残し、今又新に二軀を作る、當時の人は大抵二軀位を適當の數と思ひしなる可ければ、景福宮の鎌質遐狄も、恐らく此と同じ數なりし事推測るべし。余は是に由て更に想ふ、金人一軀十二萬斤なるべき者を、二十四萬斤と傳へたる者ありしも、是が爲の誤にて、二十四萬斤は二軀となれる後の總量なるを、一軀の量の如く傳へられしにて、かゝる例は、世に多く有勝ちの事なりと。又左思の魏都賦の劉淵林が注に、升賢門前宣明門、宣明門前顯陽門、門前有司馬門とあり

て、司馬門は顯陽門外第一の南門にて、宣明顯陽司馬三門皆南面の門なり。尙魏志の注に、漢晉春秋を引て云く、帝徙盤、盤折、聲聞數十里、金狄或泣、因留於霸城と、金狄或泣の一句面白し。金狄は泣く理無けれど、人夫の肩は、二十四萬斤の重さに堪へ兼て泣きつらん、されど人夫の泣くには、暴君は驚く可らず、唯金狄涙を流せりと聞かば、暗主の心は反て動くべし、さればかゝる謠言起りて、此役は罷められつるならん。

さしも始皇の全盛時代に、阿房宮前に偉觀を添へたりし金人も、今は同僚の十軀は鑄潰され、残りし二軀は、見返る人も無き所に打棄てられ、榮枯盛衰の理は、かゝる身にも免れ得ず、金人若し心あらば、涙無きを得んや、其を慰め顔に出て來りしは薊子訓にて、後漢書方技傳薊子訓に、後人復於長安東霸城見之、與一老翁共摩挲銅人、相謂曰、適見鑄此、而已近五百歲矣とあり。薊子訓は神異の道を學びて、五百歳の壽を保ちし者、秦の始皇が金人を鑄し時にも逢ひ、今又其霸城の邊に打棄てられしを見て、相知りてより以來、既に五百年にもなりぬべしとて、金人の背を撫て語り合へりといふ。かく云へりしは、恐らく漢魏皆滅びて、西晉の代となりての事なるべし。後漢書の注に、酈元水經注曰、魏文帝黃初元年、徙長安金狄、重不可致、因留霸城南、また史記秦始皇二十六年、於咸陽鑄金人十二、各重千斤、至此四百二十餘年と云へるは、皆誤なり。事は正しく明帝の景初元年に在りて、文帝の黃初元年に非ず、四百二十餘年の數は、此記憶違ひを基礎とせる上の誤算にて、正確に言へば、始皇の二十六年より、魏の

景初元年迄は、四百五十八年、金人は必しも始皇二十六年に成らずとするも、亦四百五十年を下らず。

薦子訓が摩挲せしも亦必しも景初元年といふ事を得ざれば、晉初の頃にて、五百年に近しと云へるならん。されどかかる仙人物語は、いづれにもあれ、我々俗人には誠しからず、信すべしと思はるゝは、景初元年より後五十八年、西晉の惠帝元康二年に、潘岳長安の令となりて、赴任の途中見し所を、西征賦に作りて、其中に洪鐘頓於毀廟、乘風廢而弗懸、禁省鞠爲茂草、金狄遷於霸城と云へる是なり。是當時の實況にて、長安の荒れたる事甚しく、鐘虡も金人も、見る影無く、昔の宮廷は草となり、鐘は地に落ち、虡は骨のみ残り、金人は霸水の岸に打棄らる、見るに得堪へぬ有様なりとなり。乘風は懸鐘格即ち前に所謂る筈虡なり。

かくて後は終に如何に成り行きけんといふに、史記正義に又關中記を引て云く、魏明帝欲將詣洛、載到霸城、重不可致、後石季倫徙之鄭^{ハチ}、苻堅又徙入長安而銷之と、是其結末にて、西晉以來、大抵手を觸れざりしに、石崇之を移して、鄆に持ち來り、其後苻堅更に之を取り返して、長安に持ち行き、何に鑄直しけん知られぬど、終^{ハチ}は之を鑄潰して影も留めずなれるなり。されば始皇の作れる金人は、其後あらん理なきに、唐人吳少誠が過漢故城詩に、金狄移灞岸、銅盤向洛陽と云へるは、唯昔物語を繰り返せるにて、當時の實況を歌へるには非ず。又宋人蘇軾が贈梁道人詩に、採藥壺公處々過、笑看金狄手摩挲と云へるも、薦子訓の故事を用ひて、梁道士に擬したる迄にて、實の金狄には何の關係無く、陸

游も薦子訓の故事を用ひて、何當五百歲、相與摩銅狄と云へど、皆實物を見たるに非ず、又銅狄は即ち金人、銅像なるが故に銅狄とも云へるなり。此外にも銅狄と云へる者あれど、皆實の銅人を見て云へるにもあらねば、殆ど問題の外にある者なり。唯唐人上官儀が酬薛舍人萬年宮晚景寓直懷友詩に、金狄掩通門、雕鞍歸騎喧と云へるは、故事を用ひたるにも非ず、昔物語を云へるにも非ず、正しく目前の景を叙したる者と思はるれば、唐の萬年宮には、猶昔時の如く實事に金狄を置く事、後世の石獅子一對を置くが如くなりしか。墓門に石造の翁仲を置く事となれるも、或は是等の例の爲ならん、是皆昔の金人金狄の餘波と謂ふべし。

以上説く所は、金人の顛末にして、金人銅人、金狄銅狄、名は異なれど、其實同一物なり。唯大抵正史には、金人銅人と云ひ、文人詞客の筆尖には、多く金狄銅狄と云ふ。然らば其金狄銅狄と云ひし意は如何、かく云はれしは、正しく夷狄の像なりしからにて、何故に夷狄の像を用ひるしかば、是余が趣味津津たりと云ひし所以にして、一わたりは、何晏が爰有遐遐云々、彰聖主之威神にて、聞ゆる如くなれども、其は曹魏時代の説にして、始皇が創始の本意に非ず、始皇が時は、僅に六國を滅して、未だ夷狄に及ばず、萬里の長城を築て後ならんには、さても有りぬべし、遐方の夷狄を服せるにも非るに、いかでか先づ威神を彰すの像を作るべき。之に對する古人の説は一定ならず、先づ班固は前漢書五行志に於て、史記ニス、秦始皇帝二十六年、有大人、長五丈、足履六尺、皆夷狄服、凡十二人、見于臨洮、天戒若曰

勿大爲夷狄之行、將受其禍、是歲始皇始并六國、反喜以爲瑞、銷天下兵器、作金人十二以象之と云
ひ、又文十一年春秋公羊傳の疏に、關中記を引けるにも、秦始皇二十六年、有長人十二、見於臨洮、身
長百尺、皆夷狄服、天誠若白勿大爲夷狄行、將滅其國、始皇不知反喜、是時初併六國、以爲瑞、乃
收天下兵器、鑄作銅人十二以象之といふ、是等の説に據れば、かゝる怪物の現れしは、實に天帝の戒
告暗示なるにも拘はらず、始皇は當時六國を滅したる心驕りに、反て喜で祥瑞として之を迎へ、金人を
作りて之に象どりたりといふに在り。然るに又後漢書の注に引ける三輔舊事の説に據れば、大人見臨洮、
身長五丈、迹長六尺、作銅人以厭之、立在阿房宮前と見ゆ。此は厭勝の爲に、銅人を作りて、阿房宮
前に立てたりといふに在て、瑞祥として之を喜びしに非ず。瑞祥とすれば、目出度なり、厭勝とすれば、
不祥として恐れしなり、此の二説は、同時に兩通を得可らず、知らず始皇は畢竟之を何と視しか。又後
漢書董卓傳は、董卓が金人を鑄潰したる事の後に於て、かく云へり、時人以爲、秦始皇見長人於臨洮、
乃鑄銅人、卓臨洮人也、而今毀之、雖成敗不同、凶暴相類焉と。此評語は、祥不祥を論せず、始皇臨
洮に長人を見しに起りて、臨洮人に因て鑄潰され、兎角臨洮に縁あり、兩人の凶暴も亦相似たりといふ
に在り、されど漢人は多く之を不祥として云ひし者の如く、漢書劉向傳に、劉向秦代の妖祥を擧て、長
人見臨洮の語あり、又楊雄が劇秦美新にも、秦代の妖を説て、大茀經賈、巨狄鬼信之妖發と云へり、巨
狄とは長五丈の百尺のと云はる、夷狄服せる怪物を云へる事疑なし。唯かく祥の不祥のと論ずれど、其

實五丈の十丈のといふ長人が果して顯はれしか、否か、若し之ありとせば、其は或は怯者の錯覺か、夢中の幻影か、空中の樓閣か、然らざれば或は爲にする所ある者の造れる謠言か。其祥不祥はさて置き、始皇の作れる金人の夷狄服せるより推せば、必其故無かる可らず。是事實上の疑義にして、決して議論上の問題に非ず。

且事實上より論すれば、十二萬斤の大像を造るに、漫然手を下し得べき者なりや、否や。如何なる者を鑄造するにも、必模型を要す可し、況や十二軀盡く同一形にも非るべければ、之に象る者無かる可らざるをや。錯覺や、幻影や、空中樓閣やは、捕捉す可らず、取て以て模型を造るに足らず。目前見慣れたる漢人種の形は、象を取るに難からず、而るに此は金狄銅狄と云はるゝ如く、狄人の像なれば、其面貌、其衣服、其意態、之を事實に徵せずして、空想を以ては造る可らず。況や漢人は由來銅器を作るに妙を得、所謂る九鼎大呂の如き大物重物も製し得ざるに非れども、如何せん銅像を作れる經驗に乏し、古にさる者ありしを聞かず。唯孔子家語に、孔子周に往て、后稷の廟に金人を觀たりし事を載す、然れども家語は後世の偽撰にして、確據とするに足らず、彼國は本と偶像教國に非れば、廟中に銅像などあるべきに非ず、是必漢以後の假託なる事を知るべきなり。よし其は一步を譲りて、暫く古にもさる例ありとせんにも、二尺三尺の者は、前古に其例なき十二萬斤の大像を作ると同日の論に非ず。さばかり容易き者か、容易からぬ者か、是事實上の疑問なり。余は是に於て此金人には、必一の模本となりし者あ

りしを想像す、然らば何物をか模本とせし、一説あり、請ふ試に之を言はん。

一説他に非ず、一丈六尺の金銅佛を模本にしたりと云ふに在り。一丈六尺は長人に非ずや、袈裟は夷狄服に非ずや、臨洮は佛教往來の道に非ずや。余がかく大胆に喝破せんに、汝知らずや、佛法は後漢の明帝の時に入り來りし者、未だ佛教あらざるに、如何にして佛像ありしがと、目を丸くして詰め寄る人もあるべきが、暫く靜にして、余が説の終るを待ち玉へかし。余も固より自から當れりとは確信せざれども、所謂る穩健なる説を求むれば、かく言はざるを得ざるべし。諸君は匈奴の休屠王の祭天金人といふ者を知り玉はぬか。休屠の祭天金人は、史記漢書の匈奴傳衛青傳、及び漢書の金日磾傳に見えて、日磾は實に休屠王の子、其金を姓とするも、金人の金に因れり。是實に顯著なる事實にして、史記匈奴傳には、其明年春（漢武帝元狩二年）漢使驃騎將軍霍去病將萬騎、出隴西、過焉支山、千餘里、擊匈奴、得胡首虜騎萬八千餘級、破得休屠王祭天金人（漢書も亦大抵同文なれば、別に引かず）漢書衛青傳には、執渾邪王子及相國都尉、捷首虜八千九百六十級、收休屠祭天金人（史記も大抵此と同文）又金日磾傳には、武帝元狩中、票騎將軍霍去病擊匈奴右地、多斬首虜、獲休屠王祭天金人、其贊にも本以休屠作金人爲祭天主、故因賜姓金氏と見えたり。此金人こそ實は丈六の金銅佛なりしを、當時の漢人は、未だ佛法を知らざりしが故に、偏に祭天の主と心得て、一も二も無く、祭天金人とのみ傳へたれども、其實佛像なりし事は、諸家の説一定して、殆ど動す可らず。されば漢書の衛青傳の注に、張晏曰、佛徒祠金人也、

師古曰、○金○之○佛○像○是○也○、匈奴傳の注に、師古曰、作金人以爲天神之主而祭之、卽今佛像是其遺法と云ひ、又史記匈奴傳の索隱に、崔浩曰、胡祭以金人爲主、今浮屠金人是也、其正義にも、按金人卽佛像、是其遺法、立以爲祭天主也など云へる、是皆其證なり。然らば明帝以前に佛教無し、故に亦佛像無しとは云はるまじ。かく云はゞ、其は武帝の時の事、よし武帝の時、さは佛像ありとも、始皇の時と、何の關係あらんと云はれんか。さらば一步を進めて、更に休屠の金人と、秦人との關係を説かざるを得ず。

漢書匈奴傳の注に、孟康曰、匈奴祭天處、本在雲陽甘泉山下、秦擊奪其地、後徙之休屠王右地、故休屠有祭天金人象也とありて、史記集解は此説を探れり。此に據れば、此金人は本と雲陽の甘泉山下に在り、秦人其地を奪て、其金人を返し、之を休屠王の地に移したりし者にして、秦人は此金人を知らざりしに非す。かゝる關係あれば、秦人の之を模本として、金人を造りたりといふ説も立つべきに非ずや。

但此説は異論無きにしも非ず、史記の集解は之を採りたれども、索隱は之を駁して、孟說恐不然、案得浮屠金人、後置之於甘泉也と云て、此説は金人本と甘泉山下に在りしに非ず、武帝休屠の金人を得て後、之を甘泉山下に移せる者といふに在り。而るに正義は更に之を翻して、括地志云、徑路神祠、在雍州雲陽縣西北九十里甘泉山下、本匈奴祭天處、秦奪其地、後徙休屠右地と云ふ。孟康の説は、甘泉山下を、匈奴祭天の故地と云ひしのみにて、必しも休屠王の故地と云へるにも非れど、史記正義は、直に之を休屠の故地と認めたるにて、徑路神祠の甘泉山下に在るを、やがて休屠の故地なるの證とせるなり。

徑路神祠は、如何なる者かと云ふに、漢書郊祀志に、雲陽有徑路神祠、祭休屠王也、注に、師古曰、休屠、匈奴王號也、徑路神本匈奴之祠也と見え、尙地理志左馮翊雲陽に、有休屠金人及徑路神祠三所云々とあり。然らば班固が時、雲陽確に休屠の金人と徑路神祠あり、さては休屠の金人の、武帝の時、甘泉山下に徙されし事、史記索隱の説の如くなるべきと同時に、甘泉山下はやがて其舊地に非ずやとの疑も、亦地理志に因て證據立てらるゝの感無きに非ず。

按するに漢の左馮翊は、三秦の塞國にして、大抵本西戎の地なり。史記秦本紀繆公三十七年に、秦用山余謀、伐戎王、益國十二、開地千里、遂霸西戎、又匈奴傳に、秦穆公得由余、西戎八國服於秦、故自隴以西、有諸侯之戎、岐梁涇漆之北、有義渠大荔烏氏朐衍之戎云々と見え、繆公は即ち穆公にて（穆繆古字通用）由余を用て、戎地を征服す、其の服する者、八國なりや、十二國なりやは確ならねど、穆公以後多く戎地を奪ひしは事實なり。諸戎は義渠大荔を大國として、百餘戎と云へば、小國多かりしこと灼けれど、休屠も亦其内に在りしか否かは、今詳ならず。其内大荔は最南端に在りて、秦晉二國の間に夾まり、早く滅されて、義渠獨り残り、周の赧王の四十三年、即ち始皇即位の前二十六年を以て滅さる、史記匈奴傳は其事を説て云く、秦昭王時、義渠戎王與宣太后亂、有二子、宣太后詐而殺義渠戎王於甘泉、遂起兵伐殘義渠と、秦は實に虎狼の國にして、宣太后は母大蟲と謂ふ可し。人の國を併呑するを以て家法とし、太后とも云はるゝ身が、寡婦の貞操を抛て、美人局の手法を學び、戎王

を釣り寄せ、子二人を生むまで身を任せ、さて遂に其王を殺し其國を滅す。所謂る目的の爲には手段を擇ばざる者か。かくして秦は戎王の地を取りたる者なれば、げに甘泉山下も、古は戎王の地なるべし。されど宣太后は、寡婦として甘泉に隠居して居たる者なれば、其時始て取りたるにはあらず、是より前既に秦の地たりしなり。

此地若し果して匈奴祭天の地ならば、或は所謂る龍城と云へる者か、龍城は、史記匈奴傳に、匈奴の風俗を説て、歲正月、諸長小會單于庭祠、五月、大會龍城、祭其先天地鬼神と云ひ、漢書は龍城に作り又龍城を作る、武帝紀元光六年の注に、應劭曰、匈奴單于祭天、大會諸國、名其處爲龍城と、是祭天の處を龍城と云ひし者にして、一地方の名に非ず。史記の索隱には、崔浩曰、西方胡皆事龍神、故名大會處爲龍神、後漢書云、匈奴俗、歲有三龍祠、祭天神、といふ、唯龍に作り籠に作るを見れば、龍神に事ふの説、覺束なし、或は疑ふ是匈奴語にして、事龍神の義に非るべし。又歲有三龍祠といふも何如、既に五月に龍城に會すといへば、一時に三祠に會し難かるべし、此は恐らく匈奴に三龍城ありて、五月に各其一城に會せるには非るか。何となれば、匈奴は大體三部に分れ、中部は單于自から之を領し、左地右地には、左右賢王左右谷蠡王以下の諸官ありて、各其地を統べしも。されば五月の大會も、亦或是三部に分れ、各部各其龍城に會して、例祭を行ひし者には非るか、されば祭天金人も、中部にのみ有るに非ずして、右地なる休屠にもありしには非るか、かく解するときは、休屠の金人は恐らく匈奴右地

なる龍城の金人にして、休屠王の私有に非ず、甘泉山下は、或は昔匈奴右地の龍城にして、金人曾て此に在り、其地秦に入りし後も、金人は猶此に留まりありて、年々五月には、舊習に因りて、匈奴王等は此地に入込み来る、是義渠王と宣太后との事の起れる因となれる者にして、其後も兎角匈奴人の執念深く此地に入り來れる故に、始皇が萬里の長城を築くに及びて、金人あればこそ匈奴人は入り込むなれとて、其金人を臨洮以外に返し遣り、此地と絶縁せしめしなるべし。其返し與へられし地が、休屠王の地なりしかば、休屠の地やがて匈奴右地の龍城となりて、後には金人は休屠に在る事となり、武帝匈奴の右地を破るに及びて、又此金人を得、再たび其舊地なる甘泉山下に移し据ゑられしならん。是始皇の時長人臨洮に見えたりと云はるゝ所以にして、其長人こそ休屠の金人にて、始皇の時、臨洮以外に返し遣られし者なる可けれ、然らば始皇の金人も、之を模型として、更に其れより大なる者を作れりと云はんに、何の通ぜざる事があらん。

但漢の武帝が休屠の金人を、甘泉山下に移したるは、單に其舊地に復したるのみの意に非ず、實に祭天の金人と信じて、之を祭天の地に移したるなり。初秦の始皇は、甘泉に離宮を設けて林光宮といふ、然れども天を此地に祭らず、秦は其故都なる雍に四時を設けて、上帝を祭る。時は祭壇なり、四時とは郿時、吳陽の上時、下時、密時にして、白青黃赤の四上帝を祭る、史記秦本紀昭襄王五十四年に、王郊見上帝於雍、始皇本紀九年に、四月上宿雍、己酉王冠劍などある、即是なり。漢の高祖が關中に入るに

及び、更に黒帝を添へて之を祭り、名けて北畤といふ、是より雍に五畤あり。文帝に至りて、近く渭陽に五帝廟を立て、雍の五畤の如くす、然れども亦未だ泰一天神の說あらず。武帝の立つに及び、其雄略、始皇に次ぎ、匈奴を征し、西域に通じ、其疆場を開く、秦の時に過ぎたり。然れども其迷信も亦始皇の如くにして、更に之より甚し。神仙不死の說に惑ひ、方士の欺を受け、専ら其說を信ず、是に於て泰一天神の說あり。漢書郊祀志に、毫人謬忌奏祠泰一方曰、天神貴者泰一、泰一佐曰五帝、古者天子以春秋祭泰一東南郊とある、是其始にして、其後方士李少翁、武帝の寵姫李夫人の亡靈を招き、法を用て其貌を現ぜしを以て信任せられ、其言に従ひ、始て甘泉宮を作り、中に泰一の神像を書き、祭具を備て之を祠る。(漢書文帝紀三年に、上幸甘泉、注に、師古曰、甘泉在雲陽、本秦林光宮とある、文帝の時は未だ甘泉宮あらざりし故に、秦の林光宮を、甘泉といふ、武帝林光宮の外、別に甘泉宮を作る、故に郊祀志の震電災林光宮門の注に、孟康曰、甘泉一名林光、師古曰、林光秦離宮名也、漢又於其旁起甘泉宮、非一名也とある、是武帝甘泉宮を作りたる後より之を言へる故にて、同宮の改名に非ずして、同地異宮なりしなり、)其後更に方士欒大公孫卿等の說に惑て、黃帝の如くならん事を欲し、遂に泰一の祠壇を甘泉に設けて、泰畤と稱し、武帝親しく赴て、郊見を行ふ。武帝紀元鼎五年に、十一月辛巳、朔旦冬至、立泰畤于甘泉、天子郊見、朝日夕月とは是なり。其後四年の元封二年四月紀に、作甘泉通天臺、長安飛廉館、注に、師古曰、通天臺者、言此臺高上通於天也、漢舊儀云、高三十丈、望見長安、其六

月紀に、詔曰、甘泉宮内中、產芝九莖蓮葉、上帝博臨、不異下房、賜朕弘休、其大赦天下、賜雲陽都百戶牛酒、注に、晉灼曰、雲陽甘泉、黃帝以來祭天圓丘處也、武帝常以避暑、有宮觀故稱都也と見ゆ。當時の状景大抵是を以て推すべく、郊祀志は更に其裡面の情を説て云く、公孫卿曰、僕人可見、上往常遽、以故不見、今陛下可爲館如緇氏城、置脯棗、神人宜可致、且僕人好樓居、於是上令長安則作飛廉桂館、甘泉則作益壽延壽館、使卿持節設具而候神人、迺作通天臺、置祠具其下、將招來神僕之屬、於是甘泉更置前殿、始廣諸宮室、夏有芝生甘泉殿房内中、天子爲塞河興通天、若有光云と見ゆ。されば此は皆公孫卿にそゝのかされてせし事にして、此時甘泉には、三十丈の通天臺を築きしのみならず、仙人樓居を好むと聞て、益壽延壽の兩館を建て、高屋を作り、又前殿を建増し、諸宮室をも廣め、大に土木工事を興し、さて其の房内に芝草を生じたりとて、天下に大赦するに至る、かゝる世の有様にて、休屠の金人も、是時祭天の主と聞きて、吉祥の物として、此地に迎へ取られつらん。當時休屠の金人を得しより十二三年、武帝の祭天熱は、最も高潮を呈せり。されば休屠の金人も、世間或は祭天の物ならぬ事を知れる者ありとも、之を言へば、皇帝の逆鱗に触るゝ恐あり、之を言へりとて、誰かは之を傳ふべき。さてこそ丈六の金銅佛も、祭天金人の名の下に、祭天の壇場たる甘泉山下に、移し立てられしなれ。要するに武帝の甘泉を、祭天の地と定められしは、昔匈奴の此地を祭天の地とせし故に非ず、其も亦公孫卿が黃帝接萬靈明庭、明庭者甘泉也と云ひしに據る、公孫卿は或は匈奴の故事を知りて、之を黃

帝に假托せし者なるも知る可からず、晋灼が雲陽の甘泉は、黃帝以來祭天圓丘處なりと云へるは、他に確據ありや、否や、恐らく公孫卿の言に據れるに過ぎざるべし。（史記匈奴傳の正義に、秦始皇作甘泉宮、去長安三百里、望見長安、始皇帝以來祭天圓丘處とあるは、甚しき誤謬なるが上に、誤字もあるなり、取るべからず、甘泉宮は武帝之を作れり、始皇に非ず、又其長安を望み見るは、通天臺なり、甘泉宮に非ず、始皇は林光宮には往來せられしも、甘泉には祭天の事なし、始皇帝以來云々は、正しく晋灼の黃帝以來云々の誤にして、又圓兵の二字は、圓丘二字の誤なり、天を圓丘に祭り、地を方澤に祭るは、古今の通例にして、周禮の大司樂、漢書の郊祀志揚雄の甘泉賦皆圓丘に作り、唐以後の書は、大抵圓丘に作る、圜圓古字同じ、今北京の天壇も、圓形に作れるは、皆人の目驗する所なり。）此意味より言へば、武帝の休屠金人を、甘泉に持ち來りしは、故地なりしが故に、之を復したるにはあらず、祭天の金人として移し來れるなり。されば甘泉は匈奴祭天の故地ならざるも、可なり、休屠の故地ならざるも、固より問ふ所に非ず、武帝は之に拘泥する者に非ざるも、事實は恐らく匈奴の故地なるべく、休屠王を祭れる神祠ありとも、單にそれのみを證據として、休屠の故地なりとは認め得ざれども、休屠の故地ならぬからとて、匈奴の故地ならずとは言ひ得ざるべし。

さてかく武帝は方士の言に惑ひ、皇天を甘泉に祭り、后土を汾陰に祭り、又五帝を雍に祭り、内にしては明堂に祀り、外にしては、泰山を封禪し、巡狩して過ぐる所には、名山大川を祭り、一生を神いぢ

りに終り、老後は多く甘泉宮に居り、郡國の計帳も、此地にて受け、諸侯王の朝見も、此地にて受け、又外國の賓客をも、此地にて饗應せらるゝ事となりて、一時甘泉は帝都の如き觀ありて、雲陽都とも云はるゝに至れり。されど神仙にも得ならで、七十一歳にて此世を終り、昭帝繼位に即きしかど、幼冲にて登祚し、二十歳にして世を早くせられしがば、甘泉の祭天は、一度も行はれず、宣帝戾太子の孫を以て、其後を承け、又々武帝の先蹟を追て、甘泉の祭天を舉行し、爾後世々絶ゆる事なし。成帝繼嗣無きを患て、之を甘泉の泰一に祈る。揚雄其祭天に扈從し、還て甘泉賦を上つる、其賦する所は、皆祭天の事にして、其中に云へる事あり、金人併々其承鐘虞兮、嵌巖々其龍鱗、揚光曜之燎燭兮、垂景炎之忻々、配帝居之縣圃兮、象泰壹之威神と、此金人こそは、休屠より移し來りし所謂の休屠の金人にして、揚雄は實に其現物を目撃して、其情態を賦せるなり。印度の金銅佛を、只管祭天の金人とのみ思ひ込み、費用も惜まず、千里の道を、甘泉の祭天壇場まで、運び持て來て、据ゑ付けたる、笑止の至なれども、由來漢人種は、祭壇に木主は立つれど、絶て偶像を置かぬ習なれば、此賦にも見ゆる如く、是も圓丘祭壇の上に引き据ゑたりしにはあらで、猶鐘虞と俱に祭宮門外に飾られたるなり。かく此金人の、祭天の主と云はれながら、鐘虞と俱に取扱はるゝを見れば、大抵此金人も、始皇の金人の阿房宮門前に立てられしと、畢竟同一性質の者なりし事を推すべく、若し果して此金人、本匈奴の古地に在りし者ならんには、更に推して始皇の金人は、やがて此金人を模本として造られしならんといふに想到するも、推想と

して、強ち故無き者とは、俄に排斥せらるまじ。況や始皇は、臨洮に大人の見えたるに因り、之に象どりて造られたりと傳へらるゝをや。臨洮とは他に非ず、萬里長城の起點、之を越ゆる一步、即ち匈奴の地にて、萬里長城の無き以前は、匈奴の古地は、遠く長城の内に入りしなり、されば臨洮は佛教傳來の徑路にもなり、又金人運搬往來の塗にも當る。始皇の時に臨洮に大人見えたりといふは、舊地より運び去られて、休屠に赴く時の事なり、之に象どりて金人を作れりとせば、其は之を模本として模型を作れるに非ずや。袈裟を著たるは、中國服に非ず、是夷狄服に非ずや。一丈六尺の金身が、長五丈、足迹六尺の大人となり、百尺の巨狹となる、是も亦十二萬斤の重さが、二十四萬斤となるの類、かゝる怪異の談は、十倍二十倍に傳説せらるゝさへ尋常の事にして、針程の事は棒程になる、毫も怪しむに足らず。祥の不祥の、瑞物の厭勝のと云へるは、後人又は史家の批評に過ぎずして、始皇は初より心を其邊に留めず、唯六國兵器の處分として、有害の物を、無害に轉じ、盡く鑄潰して、阿房宮前に偉觀を添へしに外ならず。されば之を模本に供したりとて、未だ佛教といふ事を知らざれば、固より之を尊奉せしにも非ず、さて大門前の飾として之を立て並べたるのみ、是豈當らずと雖遠からざる觀察に非ずや。

かく觀察し來れば、休屠の祭天金人は、其實浮屠佛像なりし事論無く、匈奴は秦代既に之を禮拜したうとせば、其は恐らく周末より早く佛法を傳來して尊奉せしならんを、周秦漢間の人を通じて、皆之を知らざりしのみ。唯周秦人の之を知らざりしは、さてもありぬべし、前漢人の知らずといふには、余異

議無き事能はず。何となれば、漢人の匈奴と往來するは、其間の歲月長し、縱令ひ當時の漢人は猶佛教を傳へずとも、匈奴人の漢に降り又は往來する者、其數幾何なりしを知る可らず、其輩皆佛教徒ならずとは謂ふ可らず、況や金日磾が美人に目を移さざりし處、日磾が母の其子を戒めし邊、何様修養ある者に似たり、佛教徒に非ずやの疑無き事能はず。よし日磾母子は、さはあらずとするも、前漢人終に匈奴に佛教ありしを知らざりきと云はゞ、恐らく不通の論なるべし。余を以て之を觀れば、表面にこそ顯はれずとも、裡面には固より之を知り、啻に之を知れるのみならず、内々は之を信奉せし人無きを保し難し。之を耶蘇教の例より推すも、其傳來は既に明末に在りしかど、其流行は遙に降りて、清朝の末運に傾ける道光の鴉片戰爭以後に在りしも、其間二百餘年を潛伏期とす。されば佛教も此と同じく、其接觸は、既に始皇以前に在りしも、當時新興の秦人が勢の強きに逢て、一も二も無く逐ひ掃はれて、長城以外に走らざる事を得ず、武帝西域に通じ、匈奴を服するに及びて、再たび漸く接近し來りしかども、猶祭天といふ似て非なる方に解釋せられて、未だ佛教といふ者を認められず。さて其後漸々に浸潤して、下層に於ては既に知れ渡らざる所無きに及び、百餘年を潜伏して、遂に上層に達し、後漢の明帝に至りて、夢となりて顯はれ來りしなり。されば明帝の夢に見えたりといふ金人も、甘泉宮の休屠金人も、始皇帝の作りし金人も、其根本は同一より出で、明帝は曾て甘泉宮に於て之を見じか、或は傳聞して之を見んと欲せしか、原來其は佛像なるを知りしが、或は世に佛教といふ者あり、其功德云々なりなど内奏せし

者ありしかに因りて、實に之を夢に見しか、或は夢に託するかして、群臣に問を發せられしなるべし。誰しも世にある者とも思ひ設けざりし事の、突然皇帝の夢に入りて、人を驚かしたるには非ず。後漢書西域傳天竺國に、世傳、明帝夢見金人、長大、頂有光明、以問群臣、或曰、西方有神、名曰佛、其形長丈六尺、而黃金色、帝於是遣使天竺、問佛法道と見えたり。當時帝は固より知られざるにあらねども、未だ世に公認せられざる者なれば、直に天竺に使者を遣され難く、先づ夢に託して群臣に問ひ試みられ、群臣も亦周知の事實ながら、公認の者ならねば、大抵は知らぬ様に裝ひ、態と末席の輩をして、薄々は左様の者あるかに承はり及ぶなど奏せしめしならん。其對ふる所を觀るに、其長さ六尺にして、黃金色と云へるは、正しく丈六の金銅佛を見し者の言にて、恐らく休屠の金人を見し輩の言と知られたり。されば是より前曾て世に知られざりしに非ず、未だ世に公認せられぬ者なれば、人皆之を言ふ事を憚れるのみ。

かかる情勢の下に顯はれ出でたる佛教なれば、後漢以後は世に浮び出たれども、未ださしも盛なるに及ばず。かくて休屠金人は、やがて佛像なる事の知らるゝ世となりても、尙金人を金狄と呼ぶ人絶えざりしに、いつしか其を快からず思ふ輩出來て、終は此名然る可らず、如何にして此名を逃るべきといふ事に、心を碎きけん。さて考へ付きしは、老子の青牛に乗りて關を出でたりといふ故事にて、やがて出關化胡といふ事を言ひふらし、遂に老子化胡經とさへいふ者を捻出し、印度の釋迦は即ち老子なり、別人

に非ず、されば佛教は即ち我が神仙の道なり、決して夷狄の道に非ず、金人を金狄など、口穢なく言ひ罵しる可らず、宜しく金仙といふべしとてか、唐代頃より以後は、佛を金仙子といふ事となれり。さては又丈六佛の黄金を以て塗れるより、佛身を金身不壞と云ひ、佛の說法を金口說法と云ひ、黄金を用ひて人を誘ふ處、至れり盡せりと謂ふべし。今唐人の金仙と稱せる例を示さば、陳子昂が感遇三十八首に西方○金○仙○子○、崇議乃無明と云ひしを初として、宋之間が奉_レ和_レ幸_レ三會寺應制に、六飛廻_レ六輦_レ雙樹謁_レ金仙_○、李白が與_レ元丹丘_レ方城寺談_レ玄作に、朗悟前後際_レ始知_レ金仙妙_○、岑參が登總持閣に、早知_レ清淨理_レ當願奉_レ金仙_○、閻防が秋晚石門禮拜に、輕策凌_レ絕壁_レ招提謁_レ金仙_○、皮日休が訪寂上人不_レ遇に、爐裏尙飄殘玉篆_○、龕中仍鑄_レ小_○金仙_○、陸龜蒙が奉_レ和_レ皮日休初夏遊_レ棲廻精舍_レ次韻に、金仙著_レ書日_レ世界名極樂_○などある皆其例にして、有名人の作る所此の如し、其他は枚舉に遑あらざるなり。又時には金人といひし人もあれど、其例多からず、宋之間が奉_レ和_レ幸_レ大薦福寺應制に、殿飾_レ金人影_レ、窓搖玉女扉_レ、皮日休が開元寺佛鉢詩に、帝青石作_レ綠水姿_レ、曾得_レ金人手自持_レなどの類のみ。其例多からずと雖、亦金人金仙の相同きを知るべく、仙と云へど、皆仙に非ずして佛なり。金狄の又之と相同かるべき事も、知られざるにはあらねど、かゝる世には、佛像を金狄など下げる難く、唯々古宮門などに立てる、所謂る翁仲の類を、尙時に金狄といふ事あり。其は前に出せる上官儀が金狄掩_レ通門_レの句や、李商隱が石城詩に、玉童收_レ夜鑰_レ、金狄守_レ更籌_レなどいひし類にて、門番夜廻りめきたる者の像を指し、佛像とは全く判然別異の者と看

做さるゝ事となれり。

道教は金丹換骨の教にて、萬有は黃金に還るなどは云はねど、水銀を鍊て黃金と化し、之を服して仙となるとて、頗る黃金を貴ぶ教なれば、金の字を用る事は、佛徒に後るゝ者に非ず。されば其道の祖とも見らるゝ西王母をば、金女とも金母とも云ひ、天帝の居る所を金闕と云ひ、天帝の詔書を金鑑と云ひ、金の字を喜ぶ習なれど、金仙の字は、佛徒に奪はれて還らず。當時唐の叡宗は、其二女を女道士とし、其一人を金仙公主と號せしめしも、其は其一人の身に留まり、金仙の名は尙佛徒の占有に歸せり。初老子化胡經など捏出せし頃は、道佛兩家相親しき間柄にて、空々立々は、殆ど同一の如く看做されたりけんが、是に至ては庇を貸して母屋を取られたる諺に洩れず、道士等は安からぬ事と眉を皺めたりけんも、何如はせん。唐の武宗が佛法破壞を企て、五臺山の佛寺を毀ち、僧徒を居庸關外に放逐し、其の北口に劔を掛けて、是より入る者は斬るの意を示し、至極の暴君振りを發揮したるにもめげず、一寸過れば本の木阿彌、道士等は何如ばかり歯を喰ひ縛りけん。辛くして僅に見付出したるは、北宋の末に徽宗皇帝、此人如何なる故か、佛法を好まず、忽ち道士輩に取巻かれて、教主道君皇帝と號す。宣和遺事に其事を記して云く、詔云、朕乃上帝元子、爲大霄帝君、憫中華被金狄之教、遂懇上帝、願爲入主、今天下歸於正道、卿等可上表章、冊朕爲教主道君皇帝と、冊封は天子より出づるものとこそ聞け、人臣より奉る者にはあらねば、正史にはかゝる事は見えずとも、或は裡面の事實として、全く其事無しとも云ふ可

中島竦